

ご参考
公益財団法人 日本野球連盟寄附行為
第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本野球連盟といい、外国に対しては、Japan Amateur Baseball Association (J. A. B. A) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区丸の内1丁目7番12号（サピアタワー内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、野球競技の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野球競技の普及及び調査研究
- (2) 野球競技に関する講習会の開催並びに指導者、審判員及び記録員等の養成
- (3) 野球競技に関する全国規模の各種国内大会の開催
- (4) 野球競技に関する各種国際大会、国際親善試合及び国際会議の開催並びにこれに対する代表参加者の選考及び派遣
- (5) 野球競技者の競技力向上の推進
- (6) 野球競技に関する競技規則の制定
- (7) 野球競技の競技施設、用器具等の指導及び公認
- (8) 財団法人日本体育協会及び全日本アマチュア野球連盟への加盟並びにそれらの事業への協力
- (9) 全日本アマチュア野球連盟を通じた国際野球連盟、アジア野球連盟及び財団法人日本オリンピック委員会の事業への協力
- (10) 野球競技に関する刊行物の発行
- (11) 諸外国における野球競技の普及振興に関する協力援助
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

【JABA クラブ会員規則】

1. 公益財団法人日本野球連盟一般賛助会制度（JABA クラブ）は、野球競技の普及、発展に寄与したいと考える個人が、一定の会費を納めることによって会員資格を得、同時に会員特典を受けることができる任意の団体である。
2. 本会の会員になるためには、年会費 2,000 円を前納することとする。入金が確認された時点で会員証を発行する。
3. 会員に対しては、毎月一回の会員専用誌（JABA ニュース）を発行する。また、日本野球連盟が主催・協賛する各社会人野球大会への割引入場等ができる。割引入場の割引率等については、毎月会員専用誌で事前告知する。また、割引の適用を受けるためには、会員本人が入場券購入窓口で会員証を提示することを原則とする。
4. 会員専用誌の送付、会員特典などは、会員証に記載されている会員本人のみについて有効となる。会員証を他人に貸与、譲渡すること、会員以外が会員証を使用することなどはすべて禁じ、これを行なった場合は、故意であるか否かに関わらず会員資格を停止するものとする。事務局が不正と認めた時も同様とする。その場合、年会費などは返却しない。
5. 本会を自らの意志において退会する場合には、事務局へ連絡の上、所定の手続きを取ること。ただし、退会の時期に関わらず、前納した年会費は一切返却しない。
6. 本会員証により大会会場の関係者専用エリアに立ち入ること、取材活動などを行なうこと、また営利目的の活動を行なうことはできない。
7. 会員証を紛失した場合は、一定の手続きと再発行料を負担した上で、再交付を受けることができる。
8. この規則は、2016年1月1日より施行する。